

(様式1)



報道資料

令和 5年 5月 22日

1 件 名	山口市ため池ハザードマップの完成について
2 日 時	
3 場 所	
4 内 容	<p>農業用ため池の管理及び保全に関する法律（令和元年7月施行）に伴い、「防災重点農業用ため池（県指定）」について、各市町村において「ため池ハザードマップ」の作成が義務づけられました。</p> <p>本市においては、令和2年度から作成に着手し、この度、市内全243箇所の「ため池ハザードマップ」が完成しました。</p> <p>なお、ため池ハザードマップは、下記のとおり閲覧できます。</p> <ul style="list-style-type: none">・市ウェブサイト（農林整備課）・市公式LINEに接続先を掲載・各総合支所の農林課・農林土木課、各地域交流センター（該当地域の印刷されたハザードマップを配置）・山口市オープンマップ <p>※令和5年5月29日から閲覧開始</p> <p>※防災重点農業用ため池：決壊した場合に周辺の区域に被害を及ぼすおそれのあるため池</p> <p>【参考】</p> <p>令和2年度作成：109箇所（令和3年6月 7日公表）</p> <p>令和3年度作成： 97箇所（令和4年6月 6日公表）</p> <p>令和4年度作成： 42箇所（令和5年5月29日公表）</p> <p>※廃止工事を実施した防災重点農業用ため池については、順次マップから削除していきます。（令和4年度、廃止した、ため池 5箇所）</p>

参考資料

山口市 ため池ハザードマップ

正元田上堤

